

森林法施行細則

平成二十二年九月二十八日

千葉県規則第四十八号

改正 平成二十三年三月十一日規則第十二号

改正 平成二十三年十二月二十七日規則第百二十二号

改正 平成二十五年三月二十九日規則第六十七号

改正 平成三十年七月三十一日規則第五十号

改正 令和五年三月三十一日規則第二十九号

改正 令和八年三月二十七日規則第十四号

(趣旨)

第一条 この規則は、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号。以下「法」という。）の施行に関し、森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）及び森林法施行規則（昭和二十六年農林省令第五十四号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開発行為の許可の申請書に添付すべき書類等)

第二条 省令第四条第一号に規定する位置図は、開発行為に係る森林の位置を明示した縮尺二万五千分の一以上の地形図とする。

2 省令第四条第一号に規定する区域図は、次の各号に掲げる事項を明示した縮尺三千分の一以上の図面とする。

一 開発行為の目的となる事業の区域（以下「事業区域」という。）

二 開発行為に係る森林の土地の区域

三 事業区域及びその隣接の地域における市町村の名称及び境界、市町村の区域内の町又は字の名称及び境界並びに土地の地番及び筆界

四 事業区域及びその隣接の地域における地形、住宅、農地及び道路、河川、水路その他の公共の用に供する施設

3 省令第四条第二号に規定する計画書は、次の各号に掲げるものとする。ただし、開発行為の目的となる事業の内容により必要がないと知事が認める場合にあつては、その一部を省略することができるものとする。

一 事業計画概要説明書（別記第一号様式）

二 土地利用計画明細書（別記第二号様式）

三 土地利用計画平面図

四 森林調書（別記第三号様式）

五 求積図

六 防災施設等計画平面図

七 切土盛土計画平面図

八 計画縦横断面図

九 土量計算書

十 流域現況図

- 十一 排水施設計画平面図
- 十二 防災施設等設計図
- 十三 防災施設等設計根拠資料（擁壁、えん堤、排水路、調節池その他の防災施設並びに導水路及び貯水池（以下「防災施設等」という。）の構造及び規格に係る計算書、擁壁、えん堤及び盛土に係る安定計算書、排水路及び導水路に係る流量計算書、えん堤及び調節池に係る洪水調節容量計算書その他の防災施設等（仮設の防災施設等を設置する場合にあっては、当該仮設の防災施設等を含む。）の設計の根拠を示した基礎資料をいう。）
- 十四 緑化計画書（別記第四号様式）
- 十五 森林現況図
- 十六 緑化計画図
- 十七 緑化仕様図
- 十八 残置森林等の保全管理計画書（別記第五号様式）
- 十九 工程表（別記第六号様式）
- 二十 施工計画書（施工の体制、緊急時における連絡体制、工事に使用する資機材及び工種ごとの施工方法を記載した書類をいう。）
- 二十一 中期事業計画書（砂利・岩石・土採取）（別記第七号様式）
- 二十二 防災施設等の維持管理計画書
- 二十三 建築物その他の構造物の概要図
- 二十四 地番一覧表（別記第八号様式）
- 二十五 公図集合図
- 二十六 資金計画書（別記第九号様式）
- 二十七 工事施工者の能力に関する書類
- 二十八 宣誓書（別記第十号様式）
- 二十九 その他知事が必要と認める書類

4 前項第三号、第五号から第七号まで、第十一号、第十五号、第十六号及び第二十五号に掲げる計画書は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める事項を明示した縮尺三千分の一以上の図面とする。

図面の種類	事項
土地利用計画平面図	事業区域、開発行為に係る森林の土地の区域、残置森林等（事業区域内の森林のうち開発行為に係る森林以外のもの（以下「残置森林」という。））、事業区域内に造成する森林（以下「造成森林」という。）又は事業区域内に造成する緑地（以下「造成緑地」という。）をいう。以下同じ。）の土地の区域、施設又は工作物の位置及び形状、斜面の傾斜方向、小段の位置その他の土地利用に関する計画
求積図	事業区域の土地の地積、地番及び筆界並びに残置森林等の土地の区域
防災施設等計画平面図	防災施設等の位置、用途及び形状
切土盛土計画平面図	切土又は盛土の形態別の施工に係る区域、土量及び工法並びに土を運搬する方向

排水施設計画 平面図	排水施設の位置、種類、形状、材質、規格、勾配、流水の方向、放流口の位置及び放流先の名称並びに排水施設ごとの集水区域の境界及び面積
森林現況図	林種、林齢並びに樹種及び樹高
緑化計画図	事業区域の土地の形状及び残置森林等の土地の区域
公図集合図	事業区域及びその隣接の地域における土地の地番及び筆界

5 第三項第八号、第十号、第十二号、第十七号、第二十三に掲げる計画書は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める事項を明示した図面とする。

図面の種類	事項
計画縦横断面図	切土又は盛土をする前後の土地の形状、寸法、高さ、勾配及び土質並びにのり面の保護の方法
流域現況図	流域の地形、土地利用の実態、河川の状況及び河川等の管理者名
防災施設等設計図	防災施設等の規格、寸法、勾配、材料及び名称
緑化仕様図	造成森林の場合にあつては植栽に係る一ヘクタール当たりの樹高別の本数及び樹種、造成緑地の場合にあつては種子吹付け、張芝その他の緑化の方法
建築物その他の構造物の概要図	建築物その他の構造物に係る敷地面積、使用目的、形状、規格及び寸法

6 第三項第二十七号に掲げる計画書は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める書類とする。

工事施工者	書類
個人	住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであつて氏名及び住所を証する書類、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類、所得税に関する納税証明書、事業実施体制を示す書類並びに工事経歴書
法人	定款又は寄附行為、登記事項証明書、建設業法第三条第一項の許可を受けていることを証する書類、法人税に関する納税証明書、事業実施体制を示す書類及び工事経歴書
法人でない団体	代表者の氏名及び規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、建設業法第三条第一項の許可を受けていることを証する書類、事業実施体制を示す書類、財務諸表等（申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の団体の財務の状況を明らかにすることができる書類をいう。以下同じ。）並びに工事経歴書

- 7 森林を一時的に利用する事業を目的とする開発行為（以下「一時転用」という。）の場合には、当該事業の実施に係る計画及び事業の終了後に係る計画に関して、それぞれの計画ごとに作成し、提出するものとする。
- 8 省令第四条第三号の書類は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 林地開発行為同意書（別記第十一号様式）
 - 二 前号の書類により同意をした者の印鑑登録証明書
 - 三 事業区域内の土地の登記事項証明書
- 9 省令第四条第六号の書類は、次の表の上欄に掲げる申請者（法第十条の二第一項の許可を受けようとする者をいう。）の区分に応じ、同表の下欄に定める書類とする。

申請者	書類
個人	住民票の写し若しくは個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）の写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類、所得税に関する納税証明書、事業実施体制を示す書類並びに工事経歴書
法人	定款又は寄付行為、財務諸表等、法人税に関する納税証明書、事業経歴書及び印鑑登録証明書
法人でない団体	財務諸表等及び事業経歴書

（変更の許可の申請）

第三条 法第十条の二第一項の許可を受けた者が当該許可に係る開発行為の変更をする場合（同項の許可を受けなければならない場合に限る。）の申請書の様式は、林地開発変更許可申請書（別記第十二号様式）とする。

- 2 前項の場合において、前条第一項から第三項までに規定する書類及び図面は、当該許可に係る開発行為の変更を明らかにした書類又は図面とする。この場合において、当該変更に係る書類又は図面以外のものの提出を省略することができる。

（経由）

第四条 申請書並びに第二条及び前条に規定する書類及び図面は、開発行為に係る森林の土地の区域を所管区域とする林業事務所（二以上の林業事務所の所管区域にわたる開発行為に係る森林の土地の区域に係る書類及び図面にあっては、当該区域のうち最も広い区域を所管区域とする林業事務所）の長を経由して提出するものとする。

（提出部数）

第五条 第二条及び第三条第二項に規定する書類及び図面の提出部数は、正本を一部とし、副本を開発行為に係る森林の土地の区域が所在する市町村の数に当該区域を所管区域とする林業事務所の数を加えた数から一を差し引いた部数とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、開発行為に係る森林の土地の区域の面積が十ヘクタール以上である場合にあつては、同項の書類及び図面の副本の提出部数は、同項に定める部数に一

を加えたものとする。

附 則

この規則は、平成二十二年十月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の森林法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則

この規則は、平成三十年八月一日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の森林法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の森林法施行細則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

事業計画概要説明書

事業計画の基本方針				
事業区域等の面積	面積	事業区域	C	ha
		事業区域内の森林	A	ha
		開発区域	A3 + A4 + A5	ha
事業区内の森林の容	面積	残置森林	A1 + A2	ha
			A1	ha
		造成森林	A3	ha
		造成緑地	A4	ha
	残置森林率 . %		森林率 . %	
施設計画	ゴルフ場：ホール数 H ・ コースの総延長 m 住宅・別荘：戸数 戸 ・ 人口 人 1区画当たりの面積 m ² /戸 砂利・岩石・土採取：採掘量 m ³ 建設発生土埋立て：埋立量 m ³ その他：			
事業区域の地形・地質・森林の現況	地況	標高： m ~ m 平均傾斜度： 度 地形の特徴：	地質時代： 基岩名： 土壌名：	
	林況	針葉樹： ha (%) 広葉樹： ha (%) 無立木地等： ha (%) 合計（事業区域内の森林） ha (%) うち15年生以下の若齢林 ha (%)	特記すべき森林の内容	

周辺地域における ・住宅 ・農地 ・道路 ・その他の施設 の状況	住宅：	戸	(隣接距離	m)					
	公共施設名：		(隣接距離	m)					
	地下水使用住宅：	戸	(隣接距離	m)					
	取水施設名：		(隣接距離	m)					
	水源依存農地：	ha	(隣接距離	m)					
道路名(国道、県道、市町村道等)：									
(接続道路	幅員	m)							
雨水排水に係る下流の河川名・水路施設：									
その他：									
事業区域内の 用地買収等の 状況		筆	数	面	積				
		全	体	森	林	全	体	森	林
	自己所有		筆		筆		ha		ha
	賃借権等		筆		筆		ha		ha
	未買収・未契約		筆		筆		ha		ha
計		筆		筆		ha		ha	
開発行為により 影響を受ける 者の同意等	著しく開発行為の影響を受ける者(水利組合、土地改良区等)の名称 及びその者の同意又はその者との協議の有無								
工区・区分等の 内容	工区名・団地・目的区分								
工事施工者	住所	(電話番号)							
	氏名(名称)								
現場責任者	(代表者氏名)								
	住所	(電話番号)							
氏名									
他法令等の 許認可の状況									

調節池	1 下流許容放流量： 2 設計雨量強度式： (年確率降雨) 流出係数： 到達時間： 3 集水面積： ha 4 調節容量： m ³ 堆砂量： m ³ 5 農業用水量： m ³ その他： m ³ 6 調節池箇所数： 7 余水吐流下能力： 8 構造の概要：
浸透池	1 設計雨量強度式： (年確率降雨) 2 土壌の飽和浸透係数： m/hr 3 設計浸透量： m ³ /hr 4 設計浸透強度： mm/hr 5 浸透池箇所数： 6 浸透池の構造：容量 m ³ 底面積 m ² 深さ m
沈殿池	1 処理水量： m ³ /hr 2 沈殿池箇所数： 3 沈殿池の構造：長さ m 幅 m 深さ m
事業区域内に計画する森林等の内容	1 事業区域内（周辺部、ホール間、団地間等）の残置森林幅： m 2 事業区域内（周辺部、ホール間、団地間等）の森林幅： m 3 表土 確保場所： 復元方法： 4 造成森林の計画内容 植栽時樹高： m 植栽密度： 本/ha 樹種： 植栽方法： 5 造成緑地の計画内容
残置森林等の保全管理	1 協定等の名称と根拠規定等 2 残置森林等の保全管理計画書

注 事業区域等の面積、事業区域内の森林の内容及び事業区域内の用地買収等の状況欄の各面積については、土地利用計画明細書に記載した面積を記載すること。

土地 利 用 計 画 明 細 書

土 地 の 現 況			土 地 利 用 計 画 内 訳 (ha)								
区 分	面 積 (ha)	比 率 (%)	残置森林 (15年生超)	残置森林 (15年生以下)	造成森林	造成緑地	そ の 他 の 土 地				備 考
事業区域内の森林	A		A 1	A 2	A 3	A 4	A 5	A 5	A 5	A 5	
農 地	B				B 3	B 4	B 5	B 5	B 5	B 5	
宅 地	B				B 3	B 4	B 5	B 5	B 5	B 5	
そ の 他	B				B 3	B 4	B 5	B 5	B 5	B 5	
事 業 区 域	C=(A+B)		C 1	C 2	C 3	C 4	C 5	C 5	C 5	C 5	
森 林 率	(開発行為の目的)		$(A 1 + A 2 + \dots) \div A \times 100 = \quad . \quad \%$								
残 置 森 林 率			$A 1 \div A \times 100 = \quad . \quad \%$								

注

- 1 事業区域内の森林は、森林法第5条に規定する地域森林計画により確認すること。
- 2 Aの土地利用計画の内訳をA1～A5欄に、またBの土地利用計画の内訳をB3～B5欄に記載すること。また、面積は実測とし、ヘクタール単位で小数点以下第5位を切り捨てて記載すること。
- 3 残置森林は、A1欄（15年生を超える森林）とA2欄（15年生以下の若齢林の森林）に区分して記載すること。ただし、残置森林率の基準の適用を受けない開発行為の目的の場合にあっては区分を要しないものとし、A1欄に総面積を記載すること。
- 4 森林率及び残置森林率は、小数点以下第2位を切り捨てて記載すること。森林率を求める際の計算式の分子は、別荘、ゴルフ場、宿泊施設、レジャー施設、工場及び事業場の場合にあってはA1+A2+A3とし、住宅団地の場合にあってはA1+A2+C3+C4とし、砂利・岩石・土採取及び建設発生土埋立の場合にあってはA1+A2+A3+A4とし、開発行為の目的の態様や周辺における土地利用の実態から判断してやむを得ないと認める場合にあってはA1+A2+C3として、それぞれの数字を算定した結果を記載すること。残置森林率は、開発行為の目的が別荘、ゴルフ場、宿泊施設及びレジャー施設である場合のみ記載すること。
- 5 事業区域については、①工区による区分、②団地による区分（1箇所当たりの開発面積は、レジャー施設の場合にあっては5ha以下、工場、事業場及び住宅団地の場合にあっては20ha以下とする。）、③複合開発における目的別の区分（適用基準の異なる開発行為の目的別の区域）をして、計画する場合は、事業区域全体の土地利用計画明細書並びにその内訳として各工区、各団地及び各目的別の土地利用計画明細書を作成すること。
- 6 一時転用の場合は、当該事業の実施に係る計画及び事業の終了後に係る計画に関して、それぞれの計画ごとに作成すること。

森 林 調 書

No.

番号	森 林 の 所 在 場 所				土 地 利 用 計 画 内 訳 (ha)										A 1 + A 2 + A 3 + A 4 + A 5 計		
	市町村	大 字	字	地 番	A 1	A 2	A 3	A 4	A 5								
					残置森林(15 年生超)	残置森林(15 年生以下)	造成森林	造成緑地	そ の 他 の 土 地 利 用								
					ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	
計																	

番号	A 1 残置森林 (15年生超)				A 2 残置森林 (15年生以下)				A 3 + A 4 + A 5 伐採					A 3 造成森林			A 4 造成緑地
	林種	樹種名	樹高	本数	林種	樹種名	樹高	本数	林種	伐採方法	樹種名	樹高	本数	樹種名	樹高	本数	
計																	

注

- 1 残置森林は、A 1 欄（15年生を超える森林）と A 2 欄（15年生以下の若齢林の森林）に区分して記載すること。ただし、残置森林率の基準の適用を受けない開発行為の目的の場合にあっては区分を要しないこととし、A 1 欄に総面積を記載すること。
- 2 事業区域について、①工区による区分、②団地による区分（1箇所当たりの開発面積は、レジャー施設の場合にあっては5ha以下、工場、事業場及び住宅団地の場合は20ha以下とする。）、③複合開発による目的別の区分（適用基準の異なる開発行為の目的別の区域）をして、計画する場合は、事業区域全体の森林調書並びにその内訳として各工区、各団地及び各目的別の森林調書を作成すること。
- 3 一時転用の場合は、当該事業の実施に係る計画及び事業の終了後に係る計画に関して、それぞれの計画ごとに作成すること。

緑 化 計 画 書

1. 林地開発行為の概要

申請者 (事業者)	住 所	
	氏 名	
開 発 行 為 の 目 的		
開発行為に係る森林の所在場所		
開発行為に係る森林の土地の面積		ha
造成森林の面積		ha
造成緑地の面積		ha

2. 事前の調査結果

地形	(概略・微地形)			
気象	(霜柱の発生程度)		回/年	
表土の 状 況 (造成前)	厚 さ : (平 均) cm	土 壤 : (平均) mm 硬 度 mm~ mm	水 素 : (平均) pH イ オ ン pH ~pH 指 数	
	透水性: 良・不良		養分の状況: 多・普通・少	
	表土活用 の 検 討	活用の有無: 有 (約 m ³) ・ 無		
	活用の方法:			
生育 基盤	斜面の 状 況 (切土)	勾配: 度~ 度 斜面長: m~ m	土 壤 : (平均) mm 硬 度 mm~ mm	
	斜面の 状 況 (盛土材料)	土質:	方 向 : 斜面積: m ²	
		勾配: 度~ 度	斜面長: m~ m	水 素 : (平均) pH イ オ ン pH ~pH 指 数
		土質:	有害物質の有無: 有 無 (電気伝導度: ms/cm)	斜面積: m ²
植物	周辺植物の種類・ 群落特性			
	周辺施工地の 生育状況			
動物	鳥獣害・ 病虫害			
土地利用状況				
法規制の有無				
景観の保全性				
土地所有者 の 要 望				

3. 緑化計画 (1)

地区	造成森林 (0~35度未満)		
	目標タイプ:	導 入 植 物	主林木: (樹高(成木時) m)
	土地の勾配: 平坦・度 (切・盛)		(樹高(成木時) m)
	肥料木:		
	有効土層厚 (計画) : 上層 cm	下層 cm	(排水層 cm)
生育基盤 (客土) の造成 (改善方法)	客土材の確保: 施工方法: 土壌改良: pH調整: 排水性の改良: その他:		
表土の浸食防止策	有 () ・ 無		
基盤整備後の調査結果	有効:(上層) cm	土壌:(平均) mm	水素:(平均) pH
	土層厚 (下層) cm	硬度 mm~ mm	イオン pH ~pH 指数
	透水性:良・不良	排水性:良好・やや不良・不良	養分の状況:多・普通・少
植栽	時期:	月	本数: 本/ha
	植栽方法:		
緑化植物の管理	管理者:		
	協定・保全管理計画書等:		
	鳥獣害・病虫害対策:		
	作業種類 (実施時期・回数)		
	・追肥: ・補植: ・刈り: ・つる切り: ・除伐: ・その他 ():		

3. 緑化計画 (2)

地区	造成森林及び造成緑地 (35～45度未満)			
目標タイプ:	導入植物	主な樹種:		樹高(成木時) m)
				樹高(成木時) m)
斜面の勾配:	度	主な草本:		
斜面の高さ: (最大)	m	小段の有無: 有 (幅 m) ・ 無		
播種工の種類		小段植栽のための緑化基礎工の種類		
基盤整備後の調査結果	土質:	勾配:	度	土壌: (平均) mm 硬度 mm～ mm
	乾燥状況: 乾燥 ・ 普通 ・ 湿潤		凍結状況: 有 (年 回) ・ 無	
播種及び小段植栽	時期: (播種) 月 ・ (植栽) 月		植栽本数: 本/m	
	植栽方法:			
緑化植物の管理	管理者:			
	協定・保全管理計画書等:			
	鳥獣害・病虫害対策:			
	作業種類 (時期・回数)			
	・追 肥: ・補 植: ・下刈り: ・除 伐: ・つる切り: ・その他 ():			

3. 緑化計画 (3)

地区	造成緑地 (45度以上)			
目標タイプ:	導入植物	主な草本:		
		つる植物類:		
斜面の勾配:	度	小段の有無: 有 (幅 m) ・ 無		
斜面の高さ: (最大)	m			
播種工の種類		小段植栽のための緑化基礎工の種類		
基盤整備後の調査結果	土質:	勾配:	度	土壌: (平均) mm 硬度 mm～ mm
	乾燥状況: 乾燥 ・ 普通 ・ 湿潤		凍結状況: 有 (年 回) ・ 無	
播種及び小段植栽	時期: (播種) 月 ・ (植栽) 月		植栽本数: 本/m	
	植栽方法:			
緑化植物の管理	管理者:			
	協定・保全管理計画書等:			
	鳥獣害・病虫害対策:			
	作業種類 (時期・回数)			
	・追 肥: ・補 植: ・その他 ():			

残置森林等の保全管理計画書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 住所 氏名 } Ⓜ
(法人にあつては、名称
及び代表者の氏名)

残置森林等の明細書（別紙第一）に記載した開発行為に係る残置森林等の保全管理について、下記のとおり計画します。

記

（管理者）

- 1 残置森林等の保全管理については、残置森林等の保全管理調書（別紙第二）に記載した管理者の責任において誠実にを行います。

（残置森林等の保全）

- 2 残置森林等については、開発行為の完了後においても、その保全に努めます。

（地域森林計画の遵守）

- 3 残置森林等が地域森林計画の対象となる場合は、市町村森林整備計画に即した施業を行います。

（造林の実施）

- 4 残置森林等のうち、補植又は改植を必要とする箇所には、現地に適合した樹種を適期に植栽します。

（保育の実施）

- 5 残置森林等のうち、造成森林又は造成緑地には、活着するまでの間、散水等の措置を講じます。その他、下刈り、つる切り、除伐、間伐及び施肥を必要とする箇所には、適切な保育作業を行います。

（立木の伐採）

- 6 残置森林等の立木を伐採する場合は、事前に当該残置森林等に係る地域森林計画を所管する林業事務所長と協議し、当該協議の結果を踏まえ、市町村長に森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出書を提出します。

（計画の承継）

- 7 残置森林等の所有権その他森林等の使用収益権を他の者に譲渡したときは、当該権利者に本計画を遵守するよう求めます。

注 個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

3 造成年次計画			
		第 1 年 次	第 2 年 次
ブ ロ ッ ク			
森 林	樹 種		
	本 数		
	面 積	ha	ha
緑 地		ha	ha
面 積 計		ha	ha
		第 3 年 次	第 4 年 次
ブ ロ ッ ク			
森 林	樹 種		
	本 数		
	面 積	ha	ha
緑 地		ha	ha
面 積 計		ha	ha
		第 5 年 次	計
ブ ロ ッ ク			
森 林	樹 種		
	本 数		
	面 積	ha	ha
緑 地		ha	ha
面 積 計		ha	ha

(注)

- ① 残置森林の樹種名は、「7森林調書」記載方法①_イに準ずること。
- ② 造成森林の樹種名は、個別の樹種名を記載すること。
- ③ 造成緑地の緑地名は、「7森林調書」記載方法④_アに準ずること。
- ④ 「ブロック」は、「緑化計画書」の「3. 緑化計画 (1) ~ (3)」の地区番号を記載すること。

(別紙第二)

残置森林等の保全管理調書

No.

番号	森林の所在場所				事業区域内の森林の土地利用計画				土地所有者	管理者等		備考
	市町村	大字	字	地番	残置森林 (15年生 超)	残置森林 (15年生以 下)	造林	造成地		管理者	権利の 取得状 況	
					ha	ha	ha	ha				

注

- 1 土地所有者欄については、現在の土地所有者を記載すること。所有権の登記名義人と異なる場合は備考欄にその理由を記載すること。
- 2 管理者欄には、林地開発行為の完了後における残置森林等の保全管理を行うことを予定している者を記載すること。
- 3 権利の取得状況欄には、管理者が土地所有者の場合にあっては「所有」と記載し、申請者（事業者）の場合にあっては今後の予定を含め「購入」、「賃貸借」等を記載すること。

資 金 計 画 書

1 収支計画

(単位：千円)

項 目		金 額
収 入	自 己 資 金	
	借 入 金	
	計	
支 出	事 業 費	
	用 地 費	
	工 事 費	
	附帯工事費	
	事 務 費	
	借入金利息	
	借 入 償 還 金	
	計	

2 年度別資金計画

(単位：千円)

項	目	年	度	年	度	年	度	計
収 入	自 己 資 金							
	借 入 金							
	計							
支 出	事 業 費							
	用 地 費							
	工 事 費							
	附帯工事費							
	事 務 費							
	借入金利息							
	借 入 償 還 金							
	計							
借 入 金 の 借 入 先								

注

- 1 収支計画の工事費は、整地、道路、排水、防災、緑化等に分けて記載すること。
- 2 工事費について、工事費の内訳明細表又は見積書を添付し、自己資金又は借入金について、預金残高証明書、融資証明書（融資をする者が金融機関以外の場合にあっては、当該融資をする者の預金残高証明書）その他自己資金又は借入金を調達することが可能であることを証する書類を添付すること。

宣 誓 書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 住 所（法人にあつては、名称）
氏 名（及び代表者の氏名） ㊞

私（当法人）は、下記の事項に該当しないことを宣誓します。

記

- 1 森林法（以下「法」という。）第 10 条の 3 第 1 項の規定又は千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（以下「条例」という。）第 15 条の規定による措置命令を受け、必要な措置を完了していない者
- 2 法第 10 条の 2 第 1 項による許可を取り消され、当該取消しの日から 3 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずるものと同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から 3 年を経過しないものを含む。）
- 3 法第 10 条の 3 第 1 項の規定又は条例第 15 条の規定による中止を命ぜられ、その中止の期間が経過しない者
- 4 申請者が未成年者で、その法定代理人が、1 から 3 までのいずれかに該当する者
- 5 法第 206 条第 1 号から第 3 号まで又は条例第 28 条から第 30 条までに規定する罰則を受け、3 年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があつた日前 60 日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から 3 年を経過しないものを含む。）

注 個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

林 地 開 発 行 為 同 意 書

同意者 住 所 〔 法人にあっては、名称 〕
 氏 名 及び代表者の氏名 〕印

同意年月日 年 月 日

私（当法人）は、（申請者名）の施行に係る（目的又は事業名）開発行為について、下記の土地の権利者としてその施行に同意します。

記

森 林 等 の 所 在 場 所				地目又は 工作物の 種 類	地 積 又 は 工 作 物 の 延 べ 面 積	権 利 の 種 類	跡地利用 計 画	備 考
市町村	大 字	字	地 番					

注

- 1 同意者とは、事業区域内の土地の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権又は採石権を有する者のほか、当該土地が保全処分の対象である場合は、保全処分の申立てを行った者であること。
- 2 （申請者名）・（目的又は事業名）には、該当する名称、区分等を記載すること。
- 3 1筆に係る所有権者等が多数である場合にあっては、当該所有権者等の一覧を別紙に記載し、添付すること。当該一覧には、所有権者等全員が押印するとともに、持分を記載すること。
- 4 跡地利用計画欄には、残置森林、造成森林、造成緑地、転用する施設の区分、名称等を記載すること。

林地開発変更許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 住所 〔法人にあっては、名称〕
氏名 及び代表者の氏名 ㊞

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた開発行為について、次のとおり変更したいので申請します。

許可年月日・番号	年 月 日	千葉県	指令第	号
開発行為に係る森林の所在場所	郡・市	町・村	字	番 ほか 筆
開発行為に係る森林の土地の面積	ha			
開発行為の目的				
変更理由				

変更内容	変更事項	変更前	変更後

備考	
----	--

注

- 1 個人が申請する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 事業計画概要説明書及び土地利用計画明細書は、変更する事項に係る記載欄を上下に分けて、下段に変更前のものを記載し、上段に変更後のものを朱書きで記載すること。
- 3 変更について許可を受けている開発行為である場合にあっては、許可年月日・番号欄には、当初及び直近の許可年月日及び許可番号をそれぞれ上下に記載すること。